

給水装置工事完工について

「給水装置工事施行基準 第8条 検査」及び下記事項を参考に不備がないように完工報告書及び必要書類を提出し、当局の検査を受けること。

1 完工報告書提出

添付書類をそろえ、必要事項を記入したものを提出すること。

(1) 提出書類

① 給水装置工事

- ・給水装置工事完工報告書
- ・水圧試験報告書
- ・水質確認報告書
- ・工事写真
- ・給水装置工事申請書（原本）
- ・給水装置工事申請書（写し）
- ・CD（受水槽式、増圧式、その他指示があったもの）※図面取込サイズはA3とする。

② 団地給水施設

- ・団地給水施設工事完工報告書
- ・水圧試験報告書
- ・水質確認報告書
- ・完工図
- ・弁栓類台帳
- ・工事写真
- ・給水装置工事申請書（原本）
- ・給水装置工事申請書（写し）
- ・CD（完工図、弁栓類台帳、その他指示があったもの）※図面取込サイズはA3とする。
- ・継手チェックシート ※詳細は2-(9)を参照すること。

(2) 提出時期

- ① 提出は申請物件の引渡し日前とする。なお、引渡し日が明確でないものも完工後速やかに提出すること。

※引渡し日………建築工事が終了し、申請者又はその利害関係者が申請物件を占有し入居等ができる又はする日とする。

以下については、引渡し前提出の適用除外とするが、完工後速やかに提出すること。

- 1) 所有者等が変更されない既存建物の部分改造（引込位置変更、M移設、増設等）
- 2) 1栓申請

- 3) 建売住宅
 - 4) 団地給水施設
- ② 通水確認は局職員立会いのもと、各区画すべての給水栓と局メーター作動の確認を行うため、必ず引渡し前に実施するよう日程調整すること。また、完工検査を同時に行うため、遅滞なく完工報告書を提出すること。

2 完工報告書の注意点

(1) 給水装置工事完工報告書又は団地給水施設工事完工報告書

- ① 検査項目のチェック不要項目については「スラッシュ (/)」等を使用し、当該申請では不要とわかるようにすること。
- ② 増圧式、増圧式(猶予)、受水槽式の場合は、「13 増圧式」「14 増圧式(猶予)」「15 受水槽」の該当項目を記入し提出すること。
- ③ 以下の場合、理由書の添付が必要です。
 - ・工事写真の不備(撮り忘れなど)
 - ・設計内容と検査内容が違った場合(内容によっては水理計算書が必要)
 - ・引渡し日を超えて提出したもの

(2) 工事写真

- ① 写真の内容及び撮影方法の詳細は、「給水装置工事施行基準 第7章 給水装置の配管工事 9 工事写真」に従って提出すること。
- ② 道路掘削がある場合(団地給水施設含む)は表7-9-1、敷地内工事の場合は表7-9-2、団地給水施設の場合は表7-9-3に従って提出すること。
- ③ 施工内容により、表7-9-1～7-9-3により難しい場合は、事前に当局と協議すること。
- ④ その他当局が指示したものを提出すること。

(3) 給水装置工事申請書

- ① 審査時の指摘事項がある場合は、確認し修正すること。

(4) 給水装置工事設計書

- ① 審査時の指摘事項がある場合は、確認し修正すること。
- ② 申請時と配管延長等が変更された場合は、平面図及び主要材料等を修正すること。
- ③ メーター位置、分岐位置、仕切弁(止水栓)位置のオフセットについて
 - ・電子受付システムログイン画面「完工時オフセット記入例」を参考に記入すること。また、メーター位置と建築物等の位置関係がわかるように記入すること。
 - ・完工写真と設計書の整合が取れていること。
 - ・メーター位置、仕切弁(止水栓)位置の変更がない場合でも測定すること。
 - ・オフセット寸法は、鉛筆で記入すること。

④ 道路断面図

- ・道路断面図が設計時と変更があれば修正すること。また、これに付随して管延長等の修正がある場合、平面図及び主要材料等を併せて修正すること。
- ・配水管と給水管の埋設深さが異なる場合、双方の埋設深さを記入すること。

(5) 位置図

- ① 審査時の指摘事項がある場合は、確認し修正すること。

(6) 水圧試験報告書

- ① 試験箇所にて該当試験内容及び箇所を記入し、報告書を提出すること。
- ② 水圧試験の試験箇所については、局メーター（又は仕切弁）上流、下流を一括して試験を行ってもよい。
- ③ 状況により、水圧試験が困難な場合は事前に当局と協議すること。

(7) 水質確認報告書

- ① 水質に異常がないことを確認し、提出すること。
- ② 共同住宅等の場合は、主管路を通過した末端給水装置の報告書のみ提出とするが、検査員が求めた場合、各部屋の提出をすること。

(8) 完工図書について

下記については、CDに取り込み提出すること。ただし、事前協議又は申請時の修正指示及び施工時に変更があった場合は、その内容を必ず反映し修正したものを提出すること。

※CDへの取り込みは、「給水装置工事（団地給水施設及び給水装置図）の完工図書の電子納品仕様書」を確認すること。

① 受水槽式の場合

- ・水理計算書
- ・各階平面図、立体図、系統（アイソメ）図、受水槽及び高置水槽付近の詳細図
- ・受水槽の詳細図及び下記事項の記入
 - 受水槽の寸法及び有効容量
 - 吐水口、オーバーフロー管及び排水管の口径
 - 吐水口と近接壁の水平距離及び越流面との垂直距離
 - オーバーフロー管から排水口空間までの距離

② 増圧式の場合

- ・水理計算書
- ・各階平面図、立体図、系統（アイソメ）図

③ 団地給水施設の場合

局担当者が完工図書を確認した後、CDに取り込むこと。

- ・平面図、位置図、断面図、配管詳細図

平面図には、各区画のメーターBOX位置が把握できるように寸法を記入すること。

- ・弁栓類台帳
- ・工事写真

当局が指示したもの。

- ④ 設計書に給水装置図が記入できない場合
 - ・各階平面図、立体図、系統（アイソメ）図

(9) 継手チェックシート

※当局から指示した場合提出すること

- ① GX形ダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管の施工をした場合に提出すること。
- ② 提出部数は、施工継手総数に対して1/10（端数切り上げ）以上とすること。

3 完工検査

完工報告書提出後、完工検査を受けること。

- ① 完工検査は書類検査又は現地検査とする。
- ② 現地検査は下記を対象とし、主任技術者の立会が必要である。
 - 1) 受水槽式
 - 2) 増圧式※上記1)、2)については、新設、受水槽容量、増圧ポンプの変更の場合とするが、その他は適宜判断する。増圧式はポンプの操作ができる方の立会を要する。
 - 3) 通水確認を伴うもの。（集合住宅、2世帯住宅等）
 - 4) その他当局が必要とした場合。
- ③ 現地検査日は、ホームページ上で事前に予約するか、完工提出時に窓口で予約を行うこと。なお、現地検査日は必ず引渡し前とし、事前に予約した場合は、2営業日前までに完工報告書を提出すること。それ以降の提出については、予約が無効となる。
- ④ 立会者が当該現場を熟知しており、局検査員が認める場合は主任技術者でなく代理人の立会を認める。
- ⑤ 検査後に修正指示を受けた場合は、速やかに修正し、再検査を受けること。

4 水道の使用開始（開栓）

給水装置工事の申請中のものは、必ず給水課で開栓手続きを行うこと。

※上記を除く開栓処理については、原則として、給水場所を所管する担当窓口（東西管路整備課、お客様センター）において受け付ける。

(1) 注意事項

- ① 給水課での開栓手続きは、開始届に必要な事項を記入し提出すること。
- ② 水道番号シールは、給水課でのみ交付する。
- ③ 共同住宅等の開栓については「使用開始のお知らせ」の作成等に準備を要するため、メータ

一の受理希望日の前営業日に局担当者に伝えること。

- ④ 接続を伴う工事の場合は、接続後にメーターを交付する。
- ⑤ 改造工事等で引揚メーターがある場合には、当該引揚メーターを持参後に新設メーターを交付する。ただし、水道の使用状況上、断水が困難等の理由がある場合については、引揚メーターの速やかな返却を条件に、新設メーターを交付する。
- ⑥ φ40 mm以上の水道メーターについては、開始届は別様式となっているため、いずれの窓口においても開栓届の提出を要する。なお、出入庫は、旭東資材事務所で行う。